

令和7年度

安平町水質検査計画



北進浄水場



追分浄水場

水質検査は、水道水の安全性を確保するために不可欠であり、水道の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するとともに、水質検査項目等を定めたものです。また、この計画を公表することで、検査内容の透明性を高め、さらに、お客様のご意見を反映しながら見直しを行うなど、より一層安全で安定した水質管理を行ってまいります。

水質検査計画の内容

- 1 水質検査の基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の自己／委託の区分
- 9 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性保証
- 11 関係者との連携

1 水質検査の基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される蛇口（給水栓水）に加えて、浄水場の入口で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目とします。
- (3) 検査頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和5年度末の給水状況は、下表のとおりとなっています。

区分	全体	うち早来地区	うち追分地区
給水区域	安平町の一部及び苦小牧市 字美沢の一部 (89.3 km ²)	早来地区の一部及び苦 小牧市字美沢の一部 (57.0 km ²)	追分地区の一部 (32.3 km ²)
計画給水人口 (人)	7,400	4,100	3,300
給水人口 (人)	6,514	3,790	2,724
普及率 (%)	89.40 (6,514人/7,286人)	86.45	93.87
給水件数 (件)	3,410	1,901	1,509
年間給水量 (m ³)	781,132	490,884	290,248
計画一日最大給水量 (m ³)	3,360	1,900	1,460
一日最大給水量 (m ³)	2,617	1,729	1,026
一日平均給水量 (m ³)	2,134	1,341	793

(2) 浄水場施設概要

浄水場名	北進浄水場	富岡浄水場	追分浄水場	旭浄水場
所在地	早来北進 103 番地 2	早来富岡 139 番地 24	追分白樺 2 丁目 4 番地	追分旭 902 番地 4
主な給水区域	早来大町、早来栄町、 早来北町	北進浄水場の浄水と 混合後に給水 安平、早来北進、東早 来、早来新栄、早来源 武、遠浅、早来富岡、 苦小牧市字美沢	追分本町、追分若草 追分白樺、追分青葉 追分花園、追分中央 追分柏が丘、追分緑 が丘、追分豊栄 追分弥生、追分春日 安平工業団地	追分旭、 追分向陽、 追分美園、 追分春日
浄水処理方式	凝集沈殿、急速ろ過 塩素消毒	直接急速ろ過、 塩素消毒	凝集沈殿、膜ろ過、 塩素消毒	除マンガン、膜ろ 過、塩素消毒
水源	トキサラマップ川表 流水 (安平川支流)	地下水 (浅井戸 L-23m)	安平川表流水 高橋の沢 (湧水)	安平川表流水
水利権 (m ³ /日)	1,506	—	1,230	169
浄水能力 (m ³ /日)	1,370	530	1,300	160
主な使用薬品				
凝集剤	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム
アルカリ剤	水酸化ナトリウム	水酸化ナトリウム	水酸化ナトリウム	水酸化ナトリウム
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

3 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注意すべき項目を示します。

原水の状況

	表流水 (北進浄水場)	地下水 (富岡浄水場)	表流水 (追分浄水場)	表流水 (旭浄水場)
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨、融雪等による濁水の発生 ・油類等による突発汚染事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・地質由来の無機物及び重金属 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨、融雪等による濁水の発生 	
水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物 ・色度 ・濁度 	<ul style="list-style-type: none"> ・亜硝酸態窒素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・鉄 ・マンガン ・色度 ・濁度 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物 ・色度 ・濁度 	

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。

水道水は、これまでの検査結果によると、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

4 検査地点

- (1) 蛇口（P 4 参照）
配水系統ごとに1箇所の検査地点とし、4箇所を設定しました。
- (2) 浄水場の入口と出口
浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の入口も検査地点とします。

5 水質検査項目と検査頻度

- (1) 水質基準が適用される蛇口における水質検査項目と検査頻度（P 5 参照）
 - ① 水質検査項目
安平町では、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目について検査を行います。
 - ② 検査頻度
 - ア) 毎日検査項目
色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）については、1日1回以上の検査を行います。
 - イ) 水質基準項目
蛇口で検査する項目の頻度は、毎月検査（9項目）と消毒副生成物（11項目）を除く項目について、法令により、検査回数を次のとおり減らしてもよいことが示されています。
 - ・原則：年4回
 - ・過去3年間の最大値が基準値の10%以下である項目：3年に1回以上
 - ・過去3年間の最大値が基準値の20%以下である項目：1年に1回以上
 この判断基準に従い、項目によって検査回数を減らしています。表1に示す頻度で水質検査を行います。
- (2) 原水の水質検査項目と検査頻度（P 6 参照）
 - ① 水質検査項目

法令に基づく水質基準項目のうち消毒副生成物（表2.安平町原水水質検査計画の番号21～31）と味（番号48）を除く39項目の水質検査を行います。

② 検査頻度

各水道原水について、消毒副生成物を除く全項目検査を年1回行います（表2をご覧ください）。また、クリプトスポリジウム、ジアルジア及びクリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）も必要に応じた頻度で検査を行います。

6 水質検査方法

給水栓等における水質基準項目の検査は、厚生労働省登録検査機関で行います。

検査方法については、「水質基準に関する法令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

それ以外の検査方法は、上水試験法（日本水道協会）等により行います。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下の場合により水質基準に適合しない恐れがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査の自己／委託の区分

委託検査とします。

9 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は広報で周知し、閲覧で公表します。検査結果についても閲覧で公表します。

10 水質検査の精度と信頼性保証

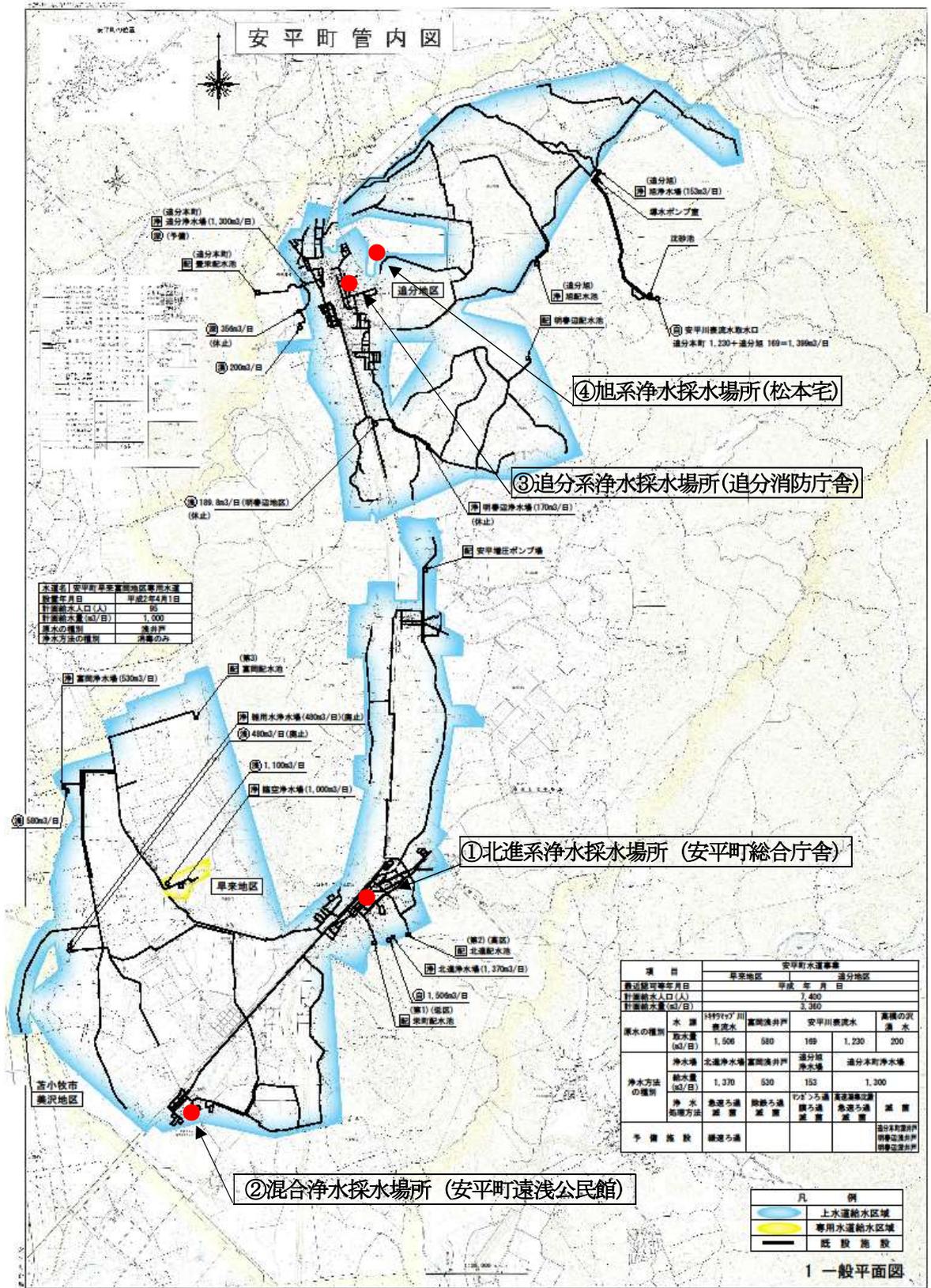
検査の委託先は、厚生労働省登録機関とし、受託者の精度管理で精度と信頼性を確保します。

毎日検査については、施設の運転を委託している管理会社に委託しています。定期検査結果と比較照合することで精度の確保を維持します。

11 関係者との連携

検査結果は、北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室（北海道苫小牧保健所）へ速やかに報告し、問題がある場合は速やかに対処します。

安平町水道事業給水区域図



水道法「安平町早来集落地区専用水道」
 設置年月日 平成24年1月1日
 計画給水人口(A) 95
 計画給水量(m³/日) 1,000
 原水の種別 湧井戸
 浄水方法の種別 沈降のみ

項目	安平町水道事業				
	早来地区	早来地区		追分地区	
最近認可年月日	平成 年 月 日				
計画給水人口(A)	95	7,450		2,360	
計画給水量(m ³ /日)	1,000	3,360		1,300	
原水の種別	水源	伊勢川 豊原水	富岡湧井戸	安平川湧流水	高橋の沢 湧水
	取水量(m ³ /日)	1,506	580	169	1,230
浄水方法の種別	浄水場	北進浄水場	富岡湧井戸	追分町 浄水場	追分町 浄水場
	浄水量(m ³ /日)	1,370	530	153	1,300
浄水処理方法	浄水	急速ろ過 滅菌	砂ろ過 滅菌	砂ろ過 滅菌	急速ろ過 滅菌
	予備施設	緩速ろ過			

凡 例

	上水道給水区域
	専用水道給水区域
	既設施設

1 一般平面図

表1 水質基準項目及び検査頻度 (浄水年間)

No.	項 目	基準値 (mg/l)	北進	混合	追分	旭	備 考
			浄水	浄水	浄水	浄水	
1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	12	12	12	省略不可 (浄水)
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	省略不可 (浄水)
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	1	1	1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	1	1	
6	鉛及びその化合	0.01 mg/l 以下	1	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	1	1	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	1	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	1	1	1	1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	1	1	1	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	1	1	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	1	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	1	1	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	1	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	1	1	
20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	1	1	
21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4	4	4	8	省略不可 (浄水)
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4	4	4	4	省略不可 (浄水)
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	1	1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	1	1	4	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	1	4	
38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	12	12	12	省略不可 (浄水)
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l 以下	1	1	1	1	
40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	4	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	1	1	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1	1	1	1	
45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1	1	1	1	
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/l 以下	12	12	12	12	省略不可 (浄水)
47	pH 値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	省略不可 (浄水)
48	味	異常でないこと	12	12	12	12	省略不可 (浄水)
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	省略不可 (浄水)
50	色度	5 度以下	12	12	12	12	省略不可 (浄水)
51	濁度	2 度以下	12	12	12	12	省略不可 (浄水)

表2 安平町原水水質検査計画

No.	項 目	北進浄水場	富岡浄水場	追分浄水場		旭浄水場	備 考
		表流水	地下水	表流水	湧水	表流水	
1	一般細菌	1	1	1	4	1	
2	大腸菌	1	1	1	4	1	
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	
6	鉛及びその化合	1	1	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1		1	1	1	
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	
20	ベンゼン	1	1	1	1	1	
21	塩素酸						
22	クロロ酢酸						
23	クロロホルム						
24	ジクロロ酢酸						
25	ジブロモクロロメタン						
26	臭素酸						
27	総トリハロメタン						
28	トリクロロ酢酸						
29	ブロモジクロロメタン						
30	ブロモホルム						
31	ホルムアルデヒド						
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	
34	鉄及びその化合物	1	1	1	4	1	
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	4	1	
38	塩化物イオン	1	1	1	4	1	
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	1	1	1	1	1	
40	蒸発残留物	1	1	1	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	
42	ジェオスミン	1	1	1	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	
45	フェノール類	1	1	1	1	1	
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1	1	1	4	1	
47	pH値	1	1	1	4	1	
48	味						
49	臭気	1	1	1	4	1	
50	色度	1	1	1	4	1	
51	濁度	1	1	1	4	1	
52	クリプトスポリジウム	1		1			
53	ジアルジア	1		1			
54	大腸菌 (クリプトスポリジウム対策指針)	4	4	4	4	4	
55	嫌気性芽胞菌	4	4	4	4	4	

問合せ先 安平町役場 総合庁舎 水道課 水道グループ
〒059-1595 勇払郡安平町早来大町 95 番地
電話 0145-22-2730 ファックス 0145-22-3006
メールアドレス : slsuidou@town.abira.lg.jp